

# 和歌山県文化財災害対応マニュアル

令和5年11月

和歌山県教育委員会

# 目 次

## 第1章 はじめに

### 第1節 目的

### 第2節 対象とする文化財等

### 第3節 本書の位置づけ

### 第4節 文化財保護関連部局及び文化財所有者等の役割

## 第2章 平常時の取り組み

### 第1節 防災意識の周知・向上

### 第2節 災害に備えた体制の整備

### 第3節 現状把握

### 第4節 文化財に係る法令上の取扱いに関する検討

### 第5節 防災対策

## 第3章 被災時の対応

### 第1節 市町村文化財保護部局担当者の安否確認

### 第2節 方針の決定

### 第3節 被害概要調査

### 第4節 被害詳細調査

### 第5節 文化財の応急措置及び修理・復旧

### 第6節 法令上の手続等

## 第4章 埋蔵文化財の取扱い

### 第1節 平常時の取り組み

### 第2節 被災時の対応

(参考資料)

#### 1 和歌山県地域防災計画(抜粋)

1-1:基本計画編

1-2:地震・津波災害対策計画編

#### 2 和歌山県文化財保存活用大綱(抜粋)

#### 3 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定等

3-1:近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定

3-2:近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災調査に関する要領

3-3:近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災対応ガイドライン

## 第1章 はじめに

### 第1節 目的

本県の文化財の災害対応については、県教育委員会が令和3年(2021)に「和歌山県文化財保存活用大綱」(以下、「県文化財大綱」という。)を策定し、文化財の防犯・防災対策及び災害発生時における対応についての指針を定めたところである。

本書は、和歌山県地域防災計画及び県文化財大綱の指針を踏まえ、文化財の所在調査、日常的な点検、防災対策を講じていく一方で、災害が発生した場合、文化財に何らかの被害が出ることを想定し、県教育委員会が取るべき行動規範を明らかにすることを目的とする。また、県全体の被災文化財への対応方法を示すことにより、市町村文化財保護部局及び文化財所有者・管理者(以下「文化財所有者等」という。)が県教育委員会と連携してすべき役割についても併せて記載するものとする。

### 第2節 対象とする文化財等

本書では、原則として文化財保護法に基づき国指定及び選定された有形文化財、民俗文化財、記念物及び文化的景観、伝統的建造物群(以下、「国指定等文化財」という。)、地方公共団体の条例に基づく県指定及び選定文化財(以下、「県指定等文化財」という。)、市町村指定・選定文化財(以下「市町村指定等文化財」という。)、国・県・市町村登録文化財、未指定文化財及び調査図面・写真等記録類(以下、「未指定等文化財」という。)とする。

### 第3節 本書の位置づけ

本書は、「和歌山県地域防災計画(基本計画編及び地震・津波災害対応計画編)」及び「和歌山県文化財保存活用大綱」に基づき、文化財の災害対応について取りまとめたものである。

県文化財大綱(第6章文化財の防犯・防災対策及び災害発生時における対応)における「対応マニュアル」に位置づけられ、和歌山県地域防災計画(基本計画編第2編災害予防計画第19章「文化財災害予防計画」及び第3編災害応急対策計画第14章第6節「文化財等救援・保全活動の計画」並びに地震・津波災害対応計画編第3編災害予防計画第19章「文化財災害予防計画」及び第4編災害応急対策計画第13章第6節「文化財等救援・保全活動の計画」)に基づく「和歌山県災害対策本部応急対応マニュアル」の「教育部 文化遺産班 業務02 文化財の被害状況等調査及び災害応急対策」をより具体化したマニュアルである。

なお、本書は、定期的に見直しを行い、必要に応じて適宜改定していくものとする。また、具体的な被災調査及び応急措置の方法については、文化財の種別ごとに必要性を判断し、別に定めるものとする。

### 第4節 文化財保護関連部局及び文化財所有者等の役割

文化財所有者等、市町村文化財保護部局、県教育委員会及び文化庁が平常時、発災時、発災後に実施する防災・災害対策について、それぞれが担うべき役割は表1のとおりと考えられる。

表1 防災・災害対応に関する役割分担

	平常時の防災対策	発災時の対応	発災後の対応
文化財所有者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日常管理</li> <li>○日常的な防災対策</li> <li>○市町村文化財担当者との連絡体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害概要・詳細調査の実施</li> <li>○被害状況を市町村文化財保護部局へ報告</li> <li>○必要に応じて文化財の応急的な保護措置を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災文化財の救出、修理、復旧を計画、実施</li> </ul>
市町村文化財保護部局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財の現状把握</li> <li>○専門的見地から文化財所有者等へ防災対策の助言</li> <li>○文化財防災に関する啓発</li> <li>○防災対策事業に対する補助</li> <li>○市の関係団体と文化財防災に係る情報共有・協力体制の整備</li> <li>○近隣市町村との連携体制整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財所有者等の安否確認</li> <li>○域内の文化財の被害状況を取りまとめ、県文化遺産課へ報告</li> <li>○必要に応じて文化財の応急的な保護措置を実施</li> <li>○文化財の応急的な保護措置等について文化財所有者等へ助言及び技術的指導</li> <li>○和博連等の支援機関と救援方法等について協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財所有者等に対する文化財の救出、修理、復旧にかかる技術的支援及び人的支援</li> <li>○文化財の救出、修理、復旧に対する補助</li> <li>○被災地における文化財保護の周知</li> </ul>
県教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○専門的見地から市町村文化財保護部局及び文化財所有者等へ防災対策の助言</li> <li>○文化財防災に関する啓発</li> <li>○防災対策事業に対する補助</li> <li>○県内関連団体と文化財防災に係る情報共有</li> <li>○近隣府県との連携体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村文化財保護部局担当者の安否確認</li> <li>○文化財の被害状況について市町村文化財保護部局及び和博連加盟団体へ照会し報告を取りまとめる。</li> <li>○国指定等文化財は文化庁へ報告</li> <li>○和博連幹事会と適宜救援方針について協議</li> <li>○文化財の応急的な保護措置等について市町村文化財保護部局及び文化財所有者等へ助言及び技術的指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村文化財保護部局に対する文化財の救出、修理、復旧にかかる技術的支援及び人的支援</li> <li>○文化財の救出、修理、復旧に対する補助</li> </ul>
文化庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○専門的見地から県文化遺産課へ防災対策の助言</li> <li>○技術的指導</li> <li>○防災対策事業に対する補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国指定等文化財の被害状況の取りまとめ</li> <li>○文化財の応急的な保護措置等について包括的な助言及び技術的指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大規模災害に際しての文化財の救出、修理、復旧にかかる技術的支援及び人的支援</li> <li>○文化財の救出、修理、復旧に対する補助</li> </ul>

## 第2章 平常時の取り組み

### 第1節 防災意識の周知・向上

#### 1. 市町村文化財保護部局及び文化財所有者等への周知

県教育委員会は、毎年県内市町村文化財担当者会議を開催している。引き続き、この会議で各文化財分野の防災について情報を共有し、市町村文化財保護部局担当者を通じて文化財所有者等への周知・防災意識の向上を図る。

#### 2. 訓練

県教育委員会は、毎年1月26日の「文化財防火デー」を中心に、文化財防火運動を推進し、文化財所有者等に対し文化財防火訓練をするよう指導及び助言する。また、市町村文化財保護部局担当者を対象とした研修を行う等、被災文化財の救援活動の中心となる職員を養成する。

### 第2節 災害に備えた体制の整備

#### 1. 県教育委員会における体制の整備

本書で定める文化財の災害対応は、和歌山県地域防災計画(基本計画編第3編災害応急対策計画第1章第2節及び地震・津波災害対応計画編第4編災害応急対策計画第1章第2節「動員計画」)に定める和歌山県災害対策本部教育部文化遺産班として体制を整備し、これにあたる。

県教育委員会における文化財の災害対応は、主として文化遺産課が行う。文化遺産課は、文化財の種別ごとに最低1名の専門職員を文化財の災害対応に配置する体制を整備できるよう努める。県が事前に指定する緊急防災要員及び緊急支援要員については事務職員を中心に配置し、被災時の専門的判断に支障が生じないように調整する。

また、県立博物館施設及び文書館においても、各館長に対して被災時に学芸員等専門職員を緊急防災要員及び緊急支援要員から除外するよう働きかけるとともに、文化財保護支援団体等の関係機関における動員可能人数の把握に努める。

#### 2. 県内関係機関との連携

##### (1)和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議との連携

平成27年(2015)に、災害によって被災する可能性がある県内の文化財等や被災した文化財等の救援・保全を図るため、関係機関及び団体等との連携・協力の下に必要な活動を行うことを目的として、和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議(以下「和博連」という。)が設立された。和博連は県文化遺産課と県下の博物館、図書館、文書館、資料館、研究施設、県内市町村文化財保護部局をはじめとする文化財及びその他学術関係の機関・団体で構成される。

和博連は、上記の目的を達成するために以下の活動を行うこととされている。

##### ①平常時

- ア 構成団体等に係る連絡・連携・協力体制の構築
- イ 文化財等の被災を軽減するための情報共有

ウ 文化財が被災した場合に円滑に保全するための情報共有

エ 文化財等の救援・保全に関わる

県内外の関係団体との連絡・

連絡 体制の構築

## ②大規模災害等発生時

ア 被災文化財等の調査と所管課

への報告

イ 一時保管文化財等の適切な管

理に必要な処置の実施

ウ 一時保管文化財等の修復等へ

の支援

エ 一時保管施設から所蔵者への

返却に対する協力

オ 被災文化財等の一時避難、保険要請への対応

県教育委員会は、平常時に和博連へ被災時の支援について依頼し、連携体制を整え、被災時における連絡体制及び役割分担等を明確にする等、災害に備えるものとする。

## (2)公益財団法人和歌山県文化財センターとの連携

(公財)和歌山県文化財センターは、和歌山県における文化財等の調査、研究、修理等を行うとともにその活用を図ることにより、文化財等の保護並びに県民の文化財等に対する理解、認識を深め、もって文化の振興に寄与することを目的として和歌山県が出捐して設置した組織である。

特に、文化財建造物及び埋蔵文化財の分野において連携し災害に備えるものとする。

## (3)庁内機関との連携

県文化遺産課は、庁内危機管理局及び復旧・復興事業に当たる開発部局と文化財の防災・災害対応について共通認識を持ち、被災時の文化財の保護はもちろん、文化財以外の復旧・復興事業が円滑に進むよう努める。

県文化遺産課 ⇒ 危機管理局

農林水産部

県土整備部

県警察本部

## 3. 近畿等関係府県の相互応援

和歌山県は、近畿等関係府県(福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、徳島県、鳥取県)及び関西広域連合と、南海トラフ巨大地震等、近畿圏の広域を対象とした大規模災害に対応するため、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」(参考資料1)を取り交わしている。文化財分野においては、災害発生時の初動期に発生する人的不足を支援することを目的に、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化

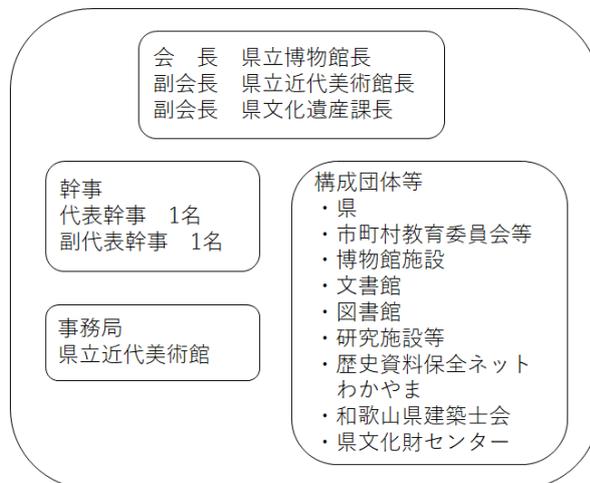


図1 和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議の体制  
(令和5年9月時点)

財の被災調査に関する要領」(参考資料2)を定めるとともに、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災対応ガイドライン」(参考資料3)において、広域災害時の実働にかかる留意点等を整理し、必要な情報の共有を進めている。

なお、この相互応援における被害状況調査は、文化財保護法に基づく国指定・選定文化財については国及び県が行い、県指定・選定文化財については応援府県担当者が行うこととし、市町村指定等文化財及び国・県登録文化財については、市町村文化財保護部局が行うか、外部学術団体等に依頼して実施することを原則としている。

(1)本県が被災した場合

大規模災害が発生した際には、この基本協定に基づき、主として被害詳細調査、修理・復旧額算定及び応急措置について、相互に応援を行うこととしている。カウンターパート方式で決められた和歌山県の応援主管府県である大阪府と応援副主管府県である徳島県とは事前の協議・調整が必要である。

府県を跨ぐ市町村間の相互応援に関しては、県内各市町村の状況を鑑み県教育委員会が調整を図る。

(2)他府県が被災した場合

本県は、カウンターパート方式で決められた応援主管府県とはなっていないが、徳島県が被災した場合の応援副主管府県である。関西広域連合から応援要請を受けた場合、他府県と調整した上で、被災府県の被害詳細調査等の応援を行う。

表2 応援主管府県等

被災府県	応援主管府県	応援副主管府県
福井県	滋賀県	京都府
三重県	滋賀県	奈良県
滋賀県	京都府	三重県
京都府	大阪府	福井県
大阪府	兵庫県	奈良県
兵庫県	大阪府	徳島県
奈良県	大阪府	京都府
<b>和歌山県</b>	<b>大阪府</b>	<b>徳島県</b>
徳島県	兵庫県	<b>和歌山県</b>
鳥取県	徳島県	兵庫県

4. 文化財保護支援機関との連携

過去の大規模災害の例から、外部機関の応援が必要となる可能性が高いことから、県教育委員会は、被災時の連携体制について専門的な知識と技術を持つ以下の文化財保護支援機関と事前に調整を行うこととする。

県教育委員会 — 独立行政法人国立文化財機構 文化財防災センター

(以下、「文化財防災センター」という。)

## 5. 連絡体制

県文化遺産課における平常時及び被災時の情報収集、文化財の救援については、文化財種別ごとに情報把握、支援対応を行い、担当及び取りまとめの組織図及び連絡体制は図2、3に示すとおりとする。

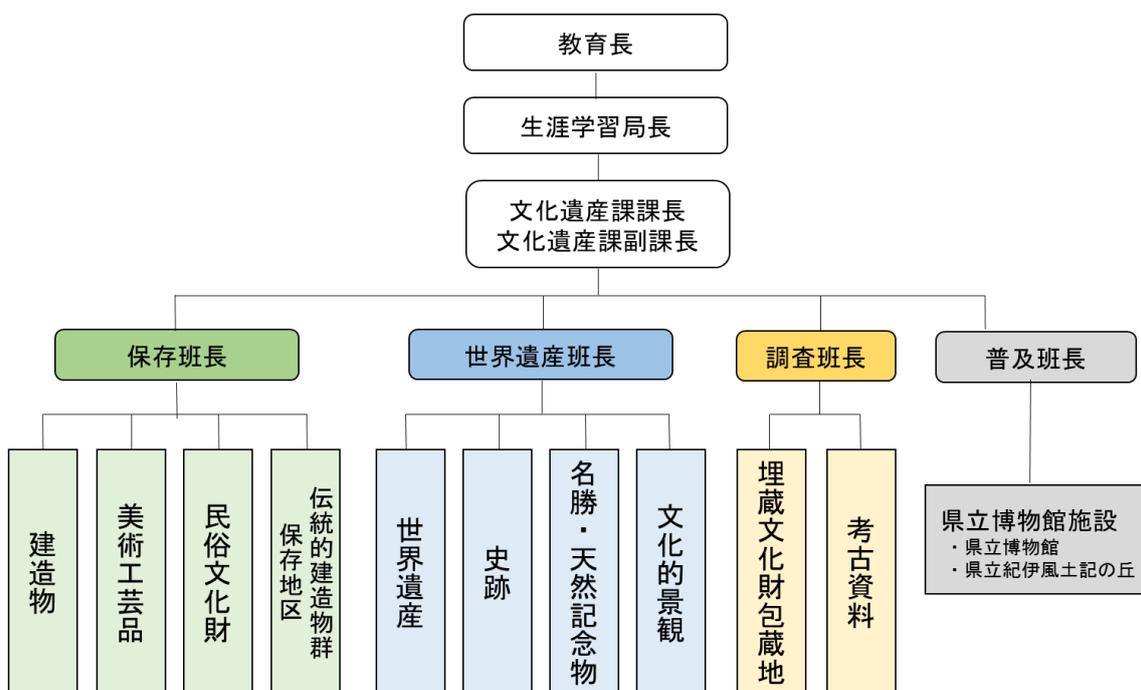


図2 災害発生時における県教育委員会の体制

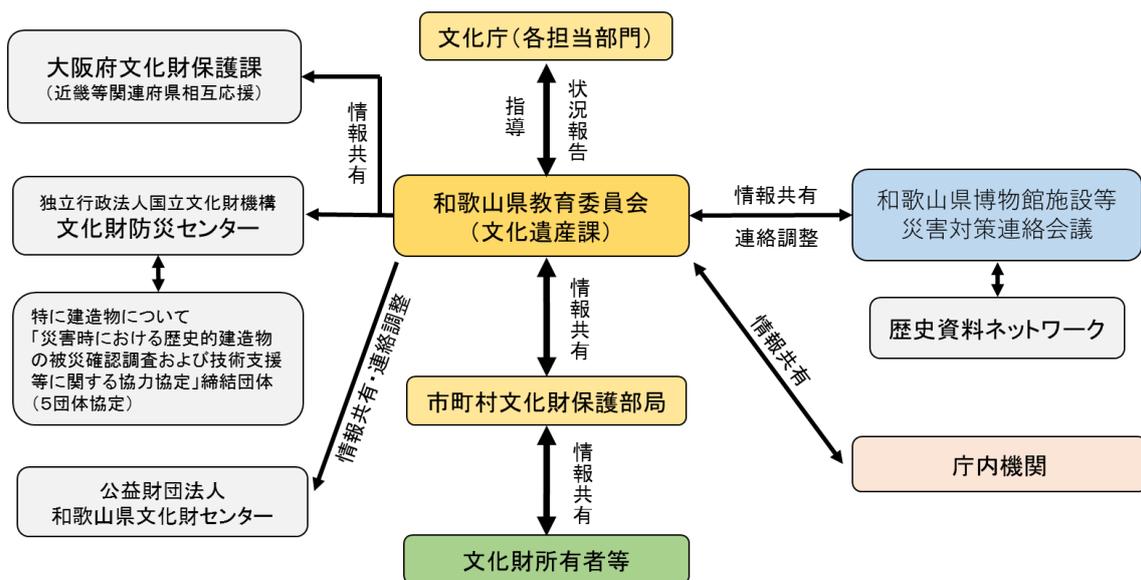


図3 災害発生時の連絡体制

### 第3節 現状把握

#### 1. 日常管理

所有者等による日常管理に加え、県教育委員会が委嘱した和歌山県文化財保護指導委員により、埋蔵文化財包蔵地を含む国及び県指定等文化財のパトロールを行っており、今後も継続していく。また、文化財のき損等、報告された事項について、市町村文化財保護部局と県教育委員会と協議し保護対策を講じる等現状の把握に努め、災害に備える。

#### 2. 現況調査(様式 1-1～1-3)

県文化遺産課は、県立博物館施設と連携し、県が所有する文化財の収蔵場所、収蔵状況等について現況確認を行い台帳の整備に努める。また、各市町村文化財担当部局に対し、域内の未指定を含む文化財について保管状況を併記した台帳の作成等(様式 1-1～1-3)を働きかける。

県教育委員会は、和博連と連携し、市町村文化財担当部局が実施する台帳作成等について支援及び情報共有を行い、県内の文化財の現況把握及びデータベース化に努める。

#### 3. 資料の事前交換

近畿等関係府県の相互応援における被災調査に関する要領第6条の規定に基づき、以下の資料の見直しを毎年6月末日までに実施し、事前に資料の取りまとめを行う担当府県に提出する。

- (1) 各府県担当主管課及び責任者名簿(別紙1)
- (2) 事前資料の取りまとめに関する担当府県表(別紙2)
- (3) 国・府県・市町村指定文化財等の目録(別紙3)
- (4) 国・府県・市町村指定文化財等の被害概要調査書(別紙4-1～4-3)

#### 第4節 文化財に係る法令上の取扱いに関する検討

県教育委員会は、文化財保護法及び和歌山県文化財保護条例に基づく被災時の国・県指定等文化財の現状変更等や自治事務に該当する取扱いについて、現状を把握し検討した上で、文化庁等関連機関と事前に調整を行い、被災時に法的な文化財の取扱いを円滑に周知できるよう備えるものとする。

#### 第5節 防災対策

文化財が被災する可能性のある火災、地震・津波、風水害、盗難を想定して防災対策を行う。対策は文化財の種類や文化財を保管する施設ごとに異なるが、台帳整備、定期的な見回り、適正な保存修理や耐震補強、防災施設の設置、各種訓練等が不可欠である(表3)。

県教育委員会は上記の他、以下の防災対策について市町村文化財保護部局に働きかけるものとする。

- (1) 文化財の救援活動に係る所有者等の事前承諾の取得
- (2) 必要資材の備蓄
- (3) 一時保管場所の確保

表3 文化財の種類別 平常時の防災対策

文化財の種類		防災対策の内容
共通事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>○全般 <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な見回り</li> <li>・被災時に備えた連絡体制の確認</li> <li>・ハザードマップ等による被災リスクの確認と保護措置の検討</li> <li>・応援要請を含む対策検討</li> <li>・大規模・広域災害に備えた他府県との連携強化、応援要請及び受け入れ体制の整備</li> <li>・台帳整備(基本データ、防災環境・管理状況・収蔵品等の把握、現況記録)</li> <li>・県、市町村間のデータ共有</li> <li>・一時保管施設の確保、必要資材の備蓄</li> </ul> </li> </ul>
有形文化財	建造物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○火災 <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災訓練の実施</li> <li>・防災設備(警報・消火・避雷)の設置、定期点検</li> <li>・消防署や地域との連携の推奨</li> </ul> </li> <li>○地震 <ul style="list-style-type: none"> <li>・建造物や防災設備の耐震化促進</li> <li>・地震時の対処方針作成の指導・助言</li> <li>・避難訓練実施の推奨</li> </ul> </li> <li>○風水害(津波含む) <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺環境の改善(危険木対策、土砂崩れ等防止、排水設備整備など)促進</li> </ul> </li> </ul>
	美術工芸品	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全般 <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災訓練の実施の推奨</li> </ul> </li> <li>○火災 <ul style="list-style-type: none"> <li>・収蔵施設の防災設備(警報、消火)の設置・定期点検の推奨</li> </ul> </li> <li>○地震・風水害(津波含む) <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災設備(免震台含む)の整備促進</li> <li>・出土資料の袋等への収納(考古資料)</li> <li>・コンテナの落下防止対策(考古資料)</li> <li>・コンテナ収納棚の固定(考古資料)</li> </ul> </li> <li>○盗難 <ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯設備(防犯カメラ、セキュリティ)の設置推進</li> </ul> </li> </ul>
民俗文化財		有形民俗文化財のうち、動産は美術工芸品に、不動産は建造物に準じる。
記念物 文化的景観 埋蔵文化財 (世界遺産)		<ul style="list-style-type: none"> <li>○全般 <ul style="list-style-type: none"> <li>・古墳等の構造物及び記念物の構成要素である復元建物は建造物に準じる。</li> </ul> </li> <li>○地震・風水害(津波含む) <ul style="list-style-type: none"> <li>・埋蔵文化財包蔵地の精度の向上 (分布調査、試掘確認調査の実施)</li> </ul> </li> </ul>
伝統的建造物群		<ul style="list-style-type: none"> <li>○全般 <ul style="list-style-type: none"> <li>・台帳整備(特定範囲、居住の有無、所有者連絡先など)</li> <li>・適切な維持管理、修理の実施</li> </ul> </li> <li>○火災 <ul style="list-style-type: none"> <li>・防火意識の向上の取組</li> <li>・自火報の設置、消火設備の設置及び消防訓練</li> </ul> </li> <li>○地震・風水害(津波含む) <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断及び耐震補強工事</li> </ul> </li> </ul>

## 第3章 被災時の対応

### 第1節 市町村文化財保護部局担当者の安否確認

県教育委員会は、被災直後、第2章第2節1項に示したとおり、県文化財専門職員ができる限り迅速に文化財関連業務に就けるよう努める。県立博物館施設職員及び市町村文化財保護部局担当者(市町村所管の博物館施設含む)、文化財所有者等の安否を確認し、今後の文化財関連の担当窓口の再確認を行う。

また、市町村文化財保護部局による文化財の「被害概要調査」及び「被害詳細調査」の実施が可能かどうか、困難であれば調査開始可能時期についての見通しを確認する。

### 第2節 方針の決定

県教育委員会は、和歌山県災害対策本部応急対応マニュアルで定められた文化財災害対策会議を開催する。文化財の被災地域及び規模と市町村の文化財担当者数及び県内の対応可能な文化財専門員数を把握した上で、文化財の被災調査、応急措置及び修理・復旧の方法、応援の要請等の方針を定めることとし、必要に応じて和博連と連携して対応を協議する。

なお、埋蔵文化財を除く未指定等文化財についての被災調査、応急措置及び修理・復旧の対応は主として和博連が行うものとするが、被災の規模等が想定を上回る場合は、県教育委員会と和博連等、関係機関で協議のうえ対応文化財の見直しを行う。

文化財の被害調査及び応急措置等は文化財所有者等及び市町村文化財保護部局等、県内機関での実施を原則とするが、県教育委員会は、県内での対応が困難と判断される場合、各機関へ応援要請を行う。

### 第3節 被害概要調査(様式 2-1～2-4)

#### 1. 調査担当

被害概要調査は文化財所有者等及び市町村文化財保護部局が中心となり行うものである。県教育委員会は、必要に応じて和博連に支援を依頼する。

#### 2. 調査の方法と内容

調査は、国指定等、県指定等、市町村指定等及び未指定文化財に分けて実施し、文化財の種別、名称、被害概要等を調査票(様式 2-1～2-4)に従い記載する。なお、指定の有無に関わらず可能な範囲で実施し、被災から3日を目処に一旦取りまとめることとする。

#### 3. 調査内容の取りまとめと報告

県教育委員会は、文化財所有者等及び市町村文化財保護部局が実施した調査結果を取りまとめ、国指定等文化財は文化庁へ、それ以外は文化財防災センターへ報告する。また、後日明らかになった被災文化財については、その都度追加し、報告を行う。

なお、和博連が実施した調査結果については、当該市町村文化財保護部局へ報告することとし、調査成果に漏れがないよう努める必要がある。

#### 4. 情報の共有と発信

県教育委員会は、取りまとめた被害概要調査結果を、県庁内、近畿等関連府県相互応援主

管府県である大阪府及び副主幹府県である徳島県へ連絡し情報を共有する。また、メディア等へ情報発信を行う。

## 5. 応援要請

県教育委員会は、県内機関での対応が困難と判断される場合、各機関へ応援要請を行う。また、被災範囲と規模等の状況によっては、被害のない県内市町村文化財保護部局から被災地域への専門職員の支援についても検討し、可能な範囲で支援要請を行う。

被災した美術工芸品、建造物等では、き損の拡大を防ぐための応急措置や運搬に際し、高い専門的知識と技術が必要となる場合がある。このため、県教育委員会は、文化庁、(公財)和歌山県文化財センター、和博連、文化財防災センター、歴史資料ネットワーク、特に建造物については「災害時における歴史的建造物の被災確認調査および技術支援等に関する協力協定」(以下、「5 団体協定」という。)締結団体(窓口:文化財防災センター)等の文化財保護支援機関に対し、応急措置の方法について意見及び指導を受けることとし、文化庁による被災文化財関連事業の活用についても検討する。

### 第4節 被害詳細調査(様式 3-1~3-4)

#### 1. 調査担当

被害詳細調査は現地調査を含め文化財所有者等及び市町村文化財保護部局が中心となり行うものであるが、必要に応じて和博連に支援を依頼する。

#### 2. 調査方法と内容

現地調査は、被害詳細調査票(様式 3-1~3-4)に従い、文化財の種類別を実施する。文化財にき損がある場合には、全景及びき損部分の写真記録を取得する。また、国、県、市町村の順で指定等文化財の調査を優先的に実施するものとするが、収蔵状況、き損状況及び

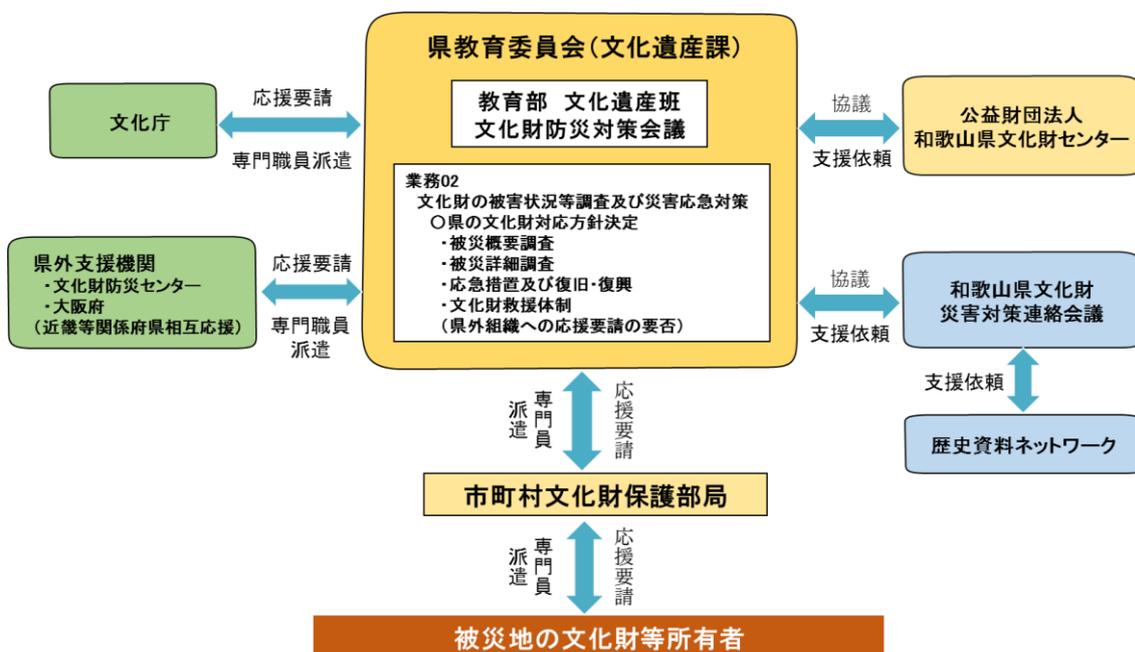


図4 災害発生時の応援要請

作業効率の面で順序を変更することを妨げるものではない。

なお、この詳細調査は被災状況によって変動するが、被災後 20 日程度を目途に一旦取りまとめることとする。

### 3. 調査内容の取りまとめ

取りまとめの方法は第 3 節「被害概要調査」に準じる。ただし、市町村文化財保護部局による取りまとめが困難な場合は、県教育委員会及び和博連が支援する。

### 4. 情報の共有と発信

県教育委員会は被害詳細調査結果を取りまとめ、県庁内、文化庁、近畿等関連府県相互応援主管府県である大阪府及び副主幹府県である徳島県へ連絡し情報を共有する。また、県内、全国へ向けてメディア等で発信する。

### 5. 応援要請

県教育委員会は、被害詳細調査時及び調査後、県内での対応が困難と判断される場合、応援要請を行う。また、被災範囲と規模等の状況によっては、被害のない県内市町村文化財保護部局から被災地域への専門職員の支援についても検討し、可能な範囲で応援要請を行う。

被災概要調査等により全容が判明した時点で、県教育委員会は、被災直後の応援体制を可能な範囲で維持しながら、被災文化財の数量、被災地域の範囲、被災地域における文化財の集中度合を基準に本県での対応の可否を判断し、必要に応じて文化財保護支援機関に対し専門職員の派遣について応援要請を行う。

#### (1) 近畿等関係府県の相互応援

関西広域連合に対し応援要請書(様式 4)により速やかに応援を要請する。なお、応援要請は、和歌山県の応援主管府県である大阪府文化財保護課を窓口にて行う。ただし、その余裕がない場合には、口頭または電話等により県文化遺産課長から大阪府文化財保護課長に対して専門職員の派遣について要請を行い、後に速やかに所定の手続を行うものとする。受入れについても大阪府文化財保護課と調整する。また、状況に応じて、応援副主管県である徳島県にも応援要請を行うこととする。

#### (2) 文化庁

文化庁の文化財各部門に対し、応援要請を行う。文化財災害対応関連事業についても必要と判断された場合、文化庁に対し事業発足を要請するものとする。

#### (3) 県内関係機関及び文化財保護支援機関

(公財)和歌山県文化財センター、和博連と支援について連絡調整を行うとともに、文化財防災センター、歴史資料ネットワーク(和博連経由で要請)、建造物については 5 団体協定締結団体(窓口:文化財防災センター)等に対し、専門職員の派遣について要請を行う。

## 第 5 節 文化財の応急措置及び修理・復旧

文化財の応急措置及び修理・復旧作業は、文化財所有者等が行うものとする。被害が大き

く文化財所有者等では対応が困難な場合、市町村文化財保護部局及び和博連等関係機関の現地指導も含めた支援を受け実施する。文化財の応急措置及び修理・復旧については、文化財の種別ごとに細部の対応が異なる部分もあることから、表4の内容を参考にして実施するものとする。

応急措置及び修理・復旧は、国指定・選定文化財、県指定・選定文化財、市町村指定・選定文化財、国登録文化財、県登録文化財、市町村登録文化財、未指定文化財の順に優先して実施するが、同一展示施設や収蔵施設に混在して保管されている場合は、現場を確認した職員又は専門家の判断で効率の高い順に実施する。なお、国指定等文化財については文化庁及び県教育委員会、県指定等文化財については県教育委員会、市町村指定等文化財については市町村文化財保護部局と協議をしながら応急措置及び修理・復旧を行わなければならない。

所有者以外による応急措置及び修理復旧は、所有者等の承諾を得て行うものとする。やむを得ない場合を想定し、事前の承諾を得ることも検討する。

## 1. 応急措置

被災直後、文化財所有者等は市町村文化財保護部局及び和博連等関係機関の支援を受け、文化財の応急措置を行う。文化財の種類や状況に応じてボランティアの支援を受け入れて実施することも可能である。き損した文化財は、ゴミとして廃棄されることがあるため、市町村文化財保護部局の職員又は和博連等関係機関の職員が現地で立会い、台帳や写真等をもとに文化財の照合を行う必要がある。また、被災直後に担当者が現地へ行くことができない場合を想定して、文化財の展示・収蔵施設の場所と取扱いについて、文化財保護部局以外の関係組織にも事前に周知し、廃棄されないよう事前の対策を講じておくことも重要である。

き損した文化財は移動が困難である場合を除き、安全な場所(事前に確保した一時保管場所、確保できていない場合は早急に確保できるよう努める)に移動・保管し、必要に応じて県教育委員会及び支援機関から資材の提供を受け、文化財のき損・劣化が進行しないよう応急措置を施す。美術工芸品等脆弱な資料については、その取扱いについて専門家の指導を受けて実施しなければならない。

文化財所有者等は、応急措置及び完了状況を市町村文化財保護部局に報告する。市町村文化財保護部局は域内の応急措置状況を取りまとめ、県教育委員会に報告しなければならない。

## 2. 修理・復旧計画の作成

文化財所有者等は、被災状況の調査及び応急措置状況に応じて個々の被災文化財について修理・復旧に関する計画を立てるものとする。

県教育委員会、市町村文化財保護部局、(公財)和歌山県文化財センター及び和博連は上記計画の技術的支援を行うが、専門的な知見が必要な場合、各機関から派遣された専門職員からの意見聴取や有識者の意見を聞く機関(修理委員会等)を設けることも必要である。

表4 文化財の種類別 被災時の応急措置及び修理・復旧

文化財の種類		文化財の応急措置及び修理・復旧の内容
共通事項		<p>◎応急措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災状況の把握、記録</li> <li>必要に応じ被害拡大防止の応急措置</li> </ul> <p>◎修理・復旧作業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な被災の場合、関係機関への応援要請と受け入れ対応</li> <li>修理・復旧計画及び方法の作業支援(補助事業化の検討・調整)</li> <li>修理・復旧事業に係る作業支援</li> <li>き損届・復旧届の作成補助</li> </ul>
有形文化財	建造物	<p>◎応急措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震・風水害(津波含む)</li> <li>事前準備(雨戸、土嚢による浸水防止など)の指導</li> </ul> <p>◎修理・復旧作業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全般</li> <li>(公財)和歌山県文化財センターとの調整及び修理・復旧計画の作成支援</li> <li>火災</li> <li>消防署と連携の上、原因究明と防火対策再検討、他へ注意喚起</li> <li>盗難</li> <li>警察と連携の上、関係機関と情報共有、他へ注意喚起</li> </ul>
	美術工芸品	<p>◎応急措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全般(盗難以外)</li> <li>救出</li> <li>状態記録・把握、脱落品・附属品の収集、員数確認</li> <li>乾燥・清掃(火災の場合は鎮火後)</li> <li>安全な場所への移送</li> <li>盗難</li> <li>警察への通報、状況記録・把握、脱落品の収集</li> </ul> <p>◎修理作業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全般</li> <li>修理計画の作成、本格修理</li> <li>盗難</li> <li>警察への捜査資料の提供、全国関係機関への情報提供の呼びかけ</li> </ul>
民俗文化財		有形民俗文化財の場合、美術工芸品又は建造物に準じる。
記念物 文化的景観 埋蔵文化財 (世界遺産)		<p>◎応急措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震・風水害(津波含む)</li> <li>埋蔵文化財包蔵地の現地確認</li> <li>状況に応じた応急措置及び復旧工事に伴う調査</li> </ul> <p>◎復興時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅地移転等、復興計画に伴う分布調査、試掘確認調査、本発掘調査</li> <li>(公財)和歌山県文化財センターとの調整及び修理・復旧計画の作成、調査依頼</li> </ul>
伝統的建造物群		建造物に準じる。大規模な場合、応援要請の検討

### 3. 修理・復旧事業の実施

文化財所有者等は、修理・復旧計画策定後、関係機関との調整を経て、応援要請計画、分担、スケジュール、予算、補助金の活用等を盛り込み修理・復旧実施計画書を作成する。併せて国、県、市町村の補助金等の利用についても検討する。実施に際しては、県教育委員会、市町村文化財保護部局及び各機関から派遣された専門職員が支援する。

文化財所有者等は、修理・復旧事業の実実施計画及び完了状況を市町村文化財保護部局に報告する。市町村文化財保護部局は域内の修理・復旧状況を取りまとめ、県教育委員会と情報を共有する。

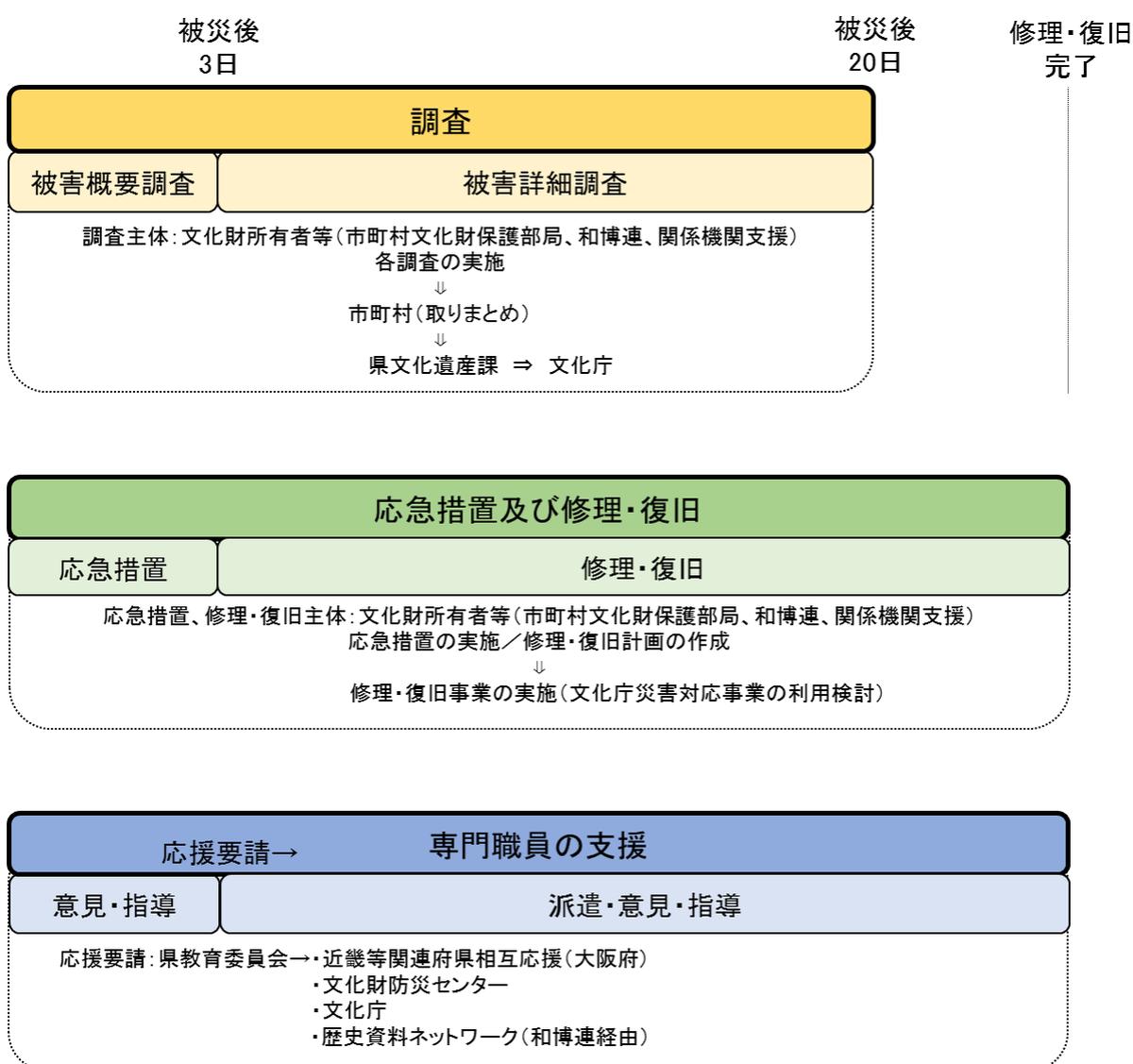


図5 被災時の作業フロー

## 第6節 法令上の手続等

被災時に必要となる法令上の手続については以下のとおりである。

### 1. 滅失・き損等の届

#### (1) 国指定等文化財

国指定等文化財(伝統的建造物保存地区を除く。)が、地震や台風等の災害により破損やき損、盗難等の被害を受けた場合、この事実を知った日から10日以内に文化財所有者等は市町村文化財保護部局を通じて県教育委員会へ「(滅失、き損、亡失、盗難)の届」を提出するとともに、市町村文化財保護部局及び県教育委員会を通じて文化庁へ応急措置の方法や手続について相談する。

#### (2) 県指定等文化財

県指定等文化財が、滅失、き損、亡失、盗難等の被害を受けた場合、文化財所有者等は速やかに市町村文化財保護部局を通じて県教育委員会へ「(滅失、き損、亡失、盗難)の届」を提出する(なお、選定文化的景観については、上記の「速やかに」を「事実を知った日から10日以内」と読み替えるものとする。)

県教育委員会は、市町村文化財保護部局を通じて文化財所有者等へ応急措置の方法や手続について指導・助言を行う。

### 2. 修理・復旧の届

#### (1) 国指定等文化財

国指定・登録有形文化財を修理しようとする場合または国指定記念物を修理・復旧しようとする場合、修理または復旧の30日前までに「修理届」または「復旧届」を、市町村文化財保護部局及び県教育委員会を通じて文化庁へ提出するとともに、市町村文化財保護部局及び県教育委員会を通じて文化庁へ修理・復旧の方法や手続について相談する。なお、原状に復する以外の行為をする場合は、現状変更の許可申請手続が必要となる。

#### (2) 県指定等文化財

県指定等文化財を修理・復旧しようとする場合、文化財所有者等は速やかに市町村文化財保護部局を通じて県教育委員会へ「(修理、復旧)の届」を提出する

県教育委員会は、市町村文化財保護部局を通じて文化財所有者等へ修理・復旧の方法や手続について指導・助言を行う。

### 3. その他の法令上の手続

県教育委員会は、激甚災害など災害の規模が大きい場合、現状変更の許可を要しない範囲、滅失・き損届等の期間猶予等について文化庁と協議の上適用を検討し、必要に応じて県内関係機関に周知する。

### 4. 補助事業等の申請

該当する文化財救援事業及び補助事業があれば必要に応じて申請の手続を行う。

## 第4章 埋蔵文化財の取扱い

災害時の埋蔵文化財の発掘調査については、復興事業に伴うものが多く、前章までの文化財の救援活動とは方向性及び取扱いが大きく異なることから、本章で埋蔵文化財の取扱いを定める。なお、出土品については、美術工芸品(考古資料)として第3・4章に従い取り扱うものとする。

### 第1節 平常時の取り組み

#### 1. 埋蔵文化財保護体制の整備

本県の市町村文化財保護部局に在籍する埋蔵文化財専門職員(以下、「専門職員」という。)の配備率は67%(30市町村中20市町:令和5年9月1日現在、埋蔵文化財保護行政事務協議会の御坊市及び日高郡6町含む)であり、全国的に見ても非常に低い状況にある。専門職員未配備の市町村では、配備市町と比べ周知の埋蔵文化財包蔵地の把握や、県民への文化財保護の重要性の周知が十分でない面が見受けられる。

県教育委員会及び市町村文化財保護部局は、日頃から災害を想定し、被災時には文化庁、関係部局、近隣市町村や県及び市町村の専門職員と連携し、適切な対応ができる体制(専門職員の採用や文化財保護行政に関する広域連携等)を構築しておかなければならない。

#### 2. 周知の埋蔵文化財包蔵地の精度向上

被災時に行われる復旧・復興では、掘削を伴う事業が多数行われる。これに伴い、平成7年の阪神・淡路大震災、平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震等の大規模災害では、記録保存目的の発掘調査が多数行われたが、被災当初は復旧・復興を遅らせる足かせのように扱われることもある。これらの批判は、行政等の努力もあり次第に収束していったようであるが、発掘調査は多くの遺跡の消失にもつながることから、県教育委員会及び市町村文化財保護部局は、遺跡の現状保存を図るとともに、復旧・復興事業を円滑に進めるためにも、周知の埋蔵文化財包蔵地の精度を向上させることにより、遺跡の不時発見を極力少なくし、設計変更等により発掘調査を回避できるよう努めるものとする。

このためには、市町村文化財保護部局が中心となり、地形分析や工事立会・確認調査成果から正しい遺跡の範囲を再検討するとともに、事前に高台移転等候補地の分布調査、試掘・確認調査を実施し、より精度の高い周知の埋蔵文化財包蔵地地図を作製するよう、県教育委員会が働きかける必要がある。

#### 3. 復興事前計画への対応

沿岸部を中心とした市町村では、被災前に復興事前計画を策定することになっている。県教育委員会は、該当市町村文化財保護部局がこの計画策定に参加し高台移転等の計画について適切な対応を取るよう働きかける。

#### 4. 埋蔵文化財の取扱いに係る弾力的な運用の検討

県教育委員会は、自治事務に含まれる文化財保護法第93条、94条、96条、97条の取扱いについて、過去の大規模災害時の例を参考に「取扱いの基本原則」、「適用範囲」等、弾力的な運用方法を検討し、災害時に速やかに埋蔵文化財の取扱いを周知できるよう備える。

## 第2節 被災時の対応

被災時の復旧・復興に伴う発掘調査は、平常時と同様、原則として国及び県事業に関するものを県教育委員会及び(公財)和歌山県文化財センターが、市町村及び民間事業に関するものを市町村文化財保護部局が実施するものとする。ただし、被害の規模等により適宜見直すものとし、必要に応じて他機関へ応援を要請する。

### 1. 初期対応

埋蔵文化財の対応は、応急的な復旧事業が一程度落ち着き始め、各種インフラ工事及び災害公営住宅等の建設が計画された後に発生するため、災害後数ヶ月を経てからとなる。

ただし、県及び市町村では災害直後から各種建設を伴う復興事業計画の策定が始まることから、各文化財保護部局は策定当初から協議に加わり、埋蔵文化財の保護と復興事業の円滑な実施の調整を図る必要がある。

### 2. 埋蔵文化財の取扱いに係る弾力的な運用の周知

事前に検討をした埋蔵文化財の取扱いに関する弾力的な運用について、県教育委員会は、文化庁と調整をした後、関係危機管理部局、開発部局及び市町村文化財保護部局に周知する。

### 3. 発掘調査の実施と応援要請

県教育委員会は、県の復興計画の策定会議等に参加することにより、早期に復旧・復興事業量を把握する。また、国、市町村及び民間が実施する事業量についても国・県関係部局及び市町村文化財保護部局を通じて収集する。

発掘調査は県内組織での対応が原則であるが、県教育委員会は、市町村の応援要請についても聴取しながら、予測される埋蔵文化財調査の事業量、時期及び期間と現在の体制を勘案し、県内での対応が困難と判断した場合、専門職員の応援要請を行う。

近畿等関係府県の相互応援については、第3章第4節と同様に応援要請を行う。また、過去の被災時に行われた専門職員の派遣は、文化庁が窓口となる地方自治法第252条第17項に基づく総務省派遣と全国埋蔵文化財法人連絡協議会が窓口となる公益法人間の出向がある。県教育委員会は文化庁及び全国埋蔵文化財法人連絡協議会の会員である(公財)和歌山県文化財センターと協議を進め迅速な対応に努める。

また、県教育委員会は被害のない県内市町村文化財保護部局からの専門職員の支援についても検討し、可能な範囲で応援要請を行う。

(様式1-1)

国・県指定等文化財概要及び保管状況(美術工芸品)

種別	名称	所有者 (管理団体)	収蔵施設				防災設備			指定年月日
			名称	所在地	収蔵 階数	構造	消防用設備	地震対策設備	防犯設備	
						鉄筋・鉄骨・ 軽量プレハブ・木造	消火器・自動火災報知機・ 室内消火栓・スプリンクラー その他( )	収蔵棚の固定・収蔵コンテナの転落防止柵 袋収納したうえでコンテナ収納 その他( )	警備員常駐・機械警備・施錠 その他( )	S42.2.14
						鉄筋・鉄骨・ 軽量プレハブ・木造	消火器・自動火災報知機・ 室内消火栓・スプリンクラー その他( )	収蔵棚の固定・収蔵コンテナの転落防止柵 袋収納したうえでコンテナ収納 その他( )	警備員常駐・機械警備・施錠 その他( )	S42.2.14
						鉄筋・鉄骨・ 軽量プレハブ・木造	消火器・自動火災報知機・ 室内消火栓・スプリンクラー その他( )	収蔵棚の固定・収蔵コンテナの転落防止柵 袋収納したうえでコンテナ収納 その他( )	警備員常駐・機械警備・施錠 その他( )	S42.2.14
						鉄筋・鉄骨・ 軽量プレハブ・木造	消火器・自動火災報知機・ 室内消火栓・スプリンクラー その他( )	収蔵棚の固定・収蔵コンテナの転落防止柵 袋収納したうえでコンテナ収納 その他( )	警備員常駐・機械警備・施錠 その他( )	S42.2.14
						鉄筋・鉄骨・ 軽量プレハブ・木造	消火器・自動火災報知機・ 室内消火栓・スプリンクラー その他( )	収蔵棚の固定・収蔵コンテナの転落防止柵 袋収納したうえでコンテナ収納 その他( )	警備員常駐・機械警備・施錠 その他( )	S42.2.14
						鉄筋・鉄骨・ 軽量プレハブ・木造	消火器・自動火災報知機・ 室内消火栓・スプリンクラー その他( )	収蔵棚の固定・収蔵コンテナの転落防止柵 袋収納したうえでコンテナ収納 その他( )	警備員常駐・機械警備・施錠 その他( )	S42.2.14
						鉄筋・鉄骨・ 軽量プレハブ・木造	消火器・自動火災報知機・ 室内消火栓・スプリンクラー その他( )	収蔵棚の固定・収蔵コンテナの転落防止柵 袋収納したうえでコンテナ収納 その他( )	警備員常駐・機械警備・施錠 その他( )	S42.2.14
						鉄筋・鉄骨・ 軽量プレハブ・木造	消火器・自動火災報知機・ 室内消火栓・スプリンクラー その他( )	収蔵棚の固定・収蔵コンテナの転落防止柵 袋収納したうえでコンテナ収納 その他( )	警備員常駐・機械警備・施錠 その他( )	S42.2.14

(様式1-2)

国・県指定等文化財概要及び保管状況(民俗文化財)

種別	名称	所有者 (管理団体)	収蔵施設				防災設備			指定年月日
			名称	所在地	収蔵 階数	構造	消防用設備	地震対策設備	防犯設備	
						鉄筋・鉄骨・ 軽量プレハブ・木造	消火器・自動火災報知機・ 室内消火栓・スプリンクラー その他( )	収蔵棚の固定・収蔵コンテナの転落防止柵 袋収納したうえでコンテナ収納 その他( )	警備員常駐・機械警備・施錠 その他( )	S42.2.14
						鉄筋・鉄骨・ 軽量プレハブ・木造	消火器・自動火災報知機・ 室内消火栓・スプリンクラー その他( )	収蔵棚の固定・収蔵コンテナの転落防止柵 袋収納したうえでコンテナ収納 その他( )	警備員常駐・機械警備・施錠 その他( )	S42.2.14
						鉄筋・鉄骨・ 軽量プレハブ・木造	消火器・自動火災報知機・ 室内消火栓・スプリンクラー その他( )	収蔵棚の固定・収蔵コンテナの転落防止柵 袋収納したうえでコンテナ収納 その他( )	警備員常駐・機械警備・施錠 その他( )	S42.2.14
						鉄筋・鉄骨・ 軽量プレハブ・木造	消火器・自動火災報知機・ 室内消火栓・スプリンクラー その他( )	収蔵棚の固定・収蔵コンテナの転落防止柵 袋収納したうえでコンテナ収納 その他( )	警備員常駐・機械警備・施錠 その他( )	S42.2.14
						鉄筋・鉄骨・ 軽量プレハブ・木造	消火器・自動火災報知機・ 室内消火栓・スプリンクラー その他( )	収蔵棚の固定・収蔵コンテナの転落防止柵 袋収納したうえでコンテナ収納 その他( )	警備員常駐・機械警備・施錠 その他( )	S42.2.14
						鉄筋・鉄骨・ 軽量プレハブ・木造	消火器・自動火災報知機・ 室内消火栓・スプリンクラー その他( )	収蔵棚の固定・収蔵コンテナの転落防止柵 袋収納したうえでコンテナ収納 その他( )	警備員常駐・機械警備・施錠 その他( )	S42.2.14
						鉄筋・鉄骨・ 軽量プレハブ・木造	消火器・自動火災報知機・ 室内消火栓・スプリンクラー その他( )	収蔵棚の固定・収蔵コンテナの転落防止柵 袋収納したうえでコンテナ収納 その他( )	警備員常駐・機械警備・施錠 その他( )	S42.2.14
						鉄筋・鉄骨・ 軽量プレハブ・木造	消火器・自動火災報知機・ 室内消火栓・スプリンクラー その他( )	収蔵棚の固定・収蔵コンテナの転落防止柵 袋収納したうえでコンテナ収納 その他( )	警備員常駐・機械警備・施錠 その他( )	S42.2.14





国指定等文化財の被害状況について(被害概要調査)  
【個票:物的被害\_文化財等】

令和〇年〇月〇日〇時〇分現在

施設被害(件)																						
国宝 (建造物)	重要文化財 (建造物)	登録有形文化財 (建造物)	国宝 (美術工芸品)	重要文化財 (美術工芸品)	登録有形文化財 (美術工芸品)	特別史跡	史跡	特別名勝	名勝	特別 天然記念物	天然記念物	文化的景観	登録記念物	伝統的 建造物群	重要有形民俗 文化財	登録有形民俗 文化財	その他	合計	世界遺産	日本遺産	歴史の道	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

単位:千円

都道府県名	市町村名	被害物件	種別	世界遺産 日本遺産 歴史の道	被害状況	被災度 区分	被害額 (概算)	現在の対応状況	国庫補助要望 の有無	総事業費	補助額	補助事業 実施時期

※被害物件、市町村名にはフリガナを振ってください。  
 ※被害は、文化財の指定・登録ごとにあげてください。所在地が複数にまたがる場合は、市町村欄に住所を並記してください。  
 ※被害物件が複数に指定等(複数の種別)されている場合は、各種別ごとに作成してください。  
 ※世界遺産については価値に直接貢献する要素に被害がある場合のみ「世界遺産」を選択すること。

(様式2-2)

県指定等文化財の被害状況について（被害概要調査）

令和〇年〇月〇日〇時〇分現在

番号	県名	市町村	種別	被害物件	人的・物的被害の状況	被害額 (千円)	現在の対応状況	総事業費 (千円)	補助額 (千円)	補助事業 実施時期
1										
2										
3										
4										
5										
6										

1. 種別欄には、「重要文化財」、「史跡」等の指定種別を記入してください。
2. 被害が大きい場合は、可能な範囲で写真・図面等の資料を添付してください。
3. 被害は、文化財の指定・登録ごとに挙げてください。

(様式2-3)

市町村指定等文化財の被害状況について（被害概要調査）

令和〇年〇月〇日〇時〇分現在

番号	県名	市町村	種別	被害物件	人的・物的被害の状況	被害額 (千円)	現在の対応状況	総事業費 (千円)	補助額 (千円)	補助事業 実施時期
1										
2										
3										
4										
5										
6										

1. 種別欄には、「重要文化財」、「史跡」等の指定種別を記入してください。
2. 被害が大きい場合は、可能な範囲で写真・図面等の資料を添付してください。
3. 被害は、文化財の指定・登録ごとに挙げてください。

未指定文化財の被害状況について（被害概要調査）

令和〇年〇月〇日〇時〇分現在

番号	県名	市町村	種別	被害物件	人的・物的被害の状況	被害額 (千円)	現在の対応状況	総事業費 (千円)	補助額 (千円)	補助事業 実施時期
1										
2										
3										
4										
5										
6										

1. 種別欄には、「重要文化財」、「史跡」等の指定種別を記入してください。
2. 被害が大きい場合は、可能な範囲で写真・図面等の資料を添付してください。
3. 被害は、文化財の指定・登録ごとに挙げてください。

台帳番号				調査年月日		年 月 日		
				調査員				
建造物名称				建立時代				
区分		登録	年 月 日		所在地			
所有者名				所有者住所				
所有者緊急連絡先		tel :		建築面積				
		fax :		m <sup>2</sup>				
構造種別		木造	煉瓦組積造	石造	その他 ( )			
屋根葺材料		瓦	檜皮	こけら	厚板	茅	杉皮	
		金属板	その他 ( )					
破 損 状 況	地 盤		異常なし	地割れ	液状化	隆起・陥没		
			備考 ( )					
	基 礎		健全	傾斜	亀裂	部分破損	半壊	全壊
			備考 ( )					
	軸 架 部 構		健全	傾斜	部分破損	半解	全壊	
			備考 ( )					
	屋 根		健全	傾斜	部分破損	半解	全壊	
			備考 ( )					
	外 壁		健全	傾斜	亀裂	部分破損	半壊	全壊
			備考 ( )					
	内 壁		健全	傾斜	亀裂	部分破損	半壊	全壊
			備考 ( )					
	床		健全	傾斜	亀裂	部分破損	半壊	全壊
			備考 ( )					
	天 井		健全	傾斜	亀裂	部分破損	半壊	全壊
			備考 ( )					
特記事項								
周辺状況								
総合判定		大破	中破	小破				
復 旧 関 係 事 項	所有者への応急措置に関する助言内容							
	修理方針	A : 解体修理	B : 半解体修理	C : 屋根葺替	D : 部分修理(部位の記入)			
	復旧事業費			積 算 根 拠				
	総事業費	千円						
	本体工事費	千円						
付帯工事費	千円							
設監費	千円							

台帳番号				調査年月日		年 月 日		
				調査員				
建造物名称				建立時代				
区分		登録	年 月 日		所在地			
所有者名				所有者住所				
所有者緊急連絡先		tel :		建築面積				
		fax :		m <sup>2</sup>				
構造種別		木造	煉瓦組積造	石造	その他 ( )			
屋根葺材料		瓦	檜皮	こけら	厚板	茅	杉皮	
		金属板	その他 ( )					
破 損 状 況	地 盤	異常なし	地割れ	液状化	隆起・陥没			
		備考 ( )						
	基 礎	健全	傾斜	亀裂	部分破損	半壊	全壊	
		備考 ( )						
	軸 架 部 構	健全	傾斜	部分破損	半解	全壊		
		備考 ( )						
	屋 根	健全	傾斜	部分破損	半解	全壊		
		備考 ( )						
	外 壁	健全	傾斜	亀裂	部分破損	半壊	全壊	
		備考 ( )						
	内 壁	健全	傾斜	亀裂	部分破損	半壊	全壊	
		備考 ( )						
	床	健全	傾斜	亀裂	部分破損	半壊	全壊	
		備考 ( )						
	天 井	健全	傾斜	亀裂	部分破損	半壊	全壊	
		備考 ( )						
特記事項								
周辺状況								
総合判定		大破	中破	小破				
復 旧 関 係 事 項	所有者への応急措置に関する助言内容							
	修理方針	A : 解体修理	B : 半解体修理	C : 屋根葺替	D : 部分修理(部位の記入)			
	復旧事業費			積 算 根 拠				
	総事業費	千円						
	本体工事費	千円						
付帯工事費	千円							
設監費	千円							

(様式3-2)

被害詳細調査書（美術工芸品及び建物を除く有形民俗文化財）

調査年月日 年 月 日

調査者 \_\_\_\_\_

基礎データ	所有者		代表者		
	住所（所在地）		連絡先		居住 無住
	種別 絵・彫・工・書・古・歴・考		指定区分 国宝・重文・重美・登録 県指定・市町村指定・未指定		
	名称及び員数				
	時代		寸法(cm) 高 幅 奥		
	品質・構造等		付属品等		
被害状況	被害規模 大・中・小		被害の原因と状況		
	損傷内容 水損・汚損・焼損・破れ・折れ・割れ・剥離・離脱・欠失 その他（ ）				
	損傷箇所・程度				
	収蔵施設被害状況				
	被災後とられた措置、二次被害の可能性等				
	修理計画	修理規模 大・中・小・不要		修理の緊急性 高・普通・低	
応急措置 要・不要・済 措置の内容（ ）					
修理仕様					
修理場所 現地・修理所（ ）		工期		修理費 千円	
所有者への助言、所有者の意向等					

被害詳細調査書（記念物及び文化的景観）

調査年月日 年 月 日

調査者

基礎データ	国指定 ・ 国選定 ・ 国登録 県指定 ・ 県登録 市町村指定 ・ 未指定 ・ 世界遺産	種別及び名称
		所在地
	所有者の氏名又は名称	所有者の住所
	権原に基づく占有者の氏名又は名称	権原に基づく占有者の住所
	管理団体がある場合は、その名称	管理団体がある場合は、その所在地
滅失、 き損等 の 状 況	滅失 ・ き損 ・ 衰亡 ・ 亡失 ・ 盗難	
	事実の生じた日時	事実を知った日
	原因	
	箇所及び程度	
	保存上受ける影響	
事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項		
復旧計画	復旧する ・ 復旧しない	理由
	内容及び方法	
	着手及び終了の予定時期	
図面	写真等	

(様式4)

文 第 号  
令和 年 月 日

関西広域連合長 様

和歌山県知事 ○○○○○

## 応 援 要 請 書

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

### 記

- 1 応援を要請する理由
- 2 添付書類
  - ・体制及び被害状況（様式1）
  - ・応援要請内訳書1（様式4-1）から応援要請内訳書3（様式4-3）
- 3 連絡先

担当部署名 和歌山県教育庁生涯学習局文化遺産課  
担当者名 川戸章寛、佐々木宏治  
電話番号 073-441-3738 / 3731  
FAX番号 073-441-3732  
E-mail e5007001@pref.wakayama.lg.jp

※ 本文書は初回のみ提出し、以降は随時、応援要請内訳書1（様式4-1）から応援要請内訳書3（様式4-3）のみを関西広域連合（カウンターパート方式による場合は自県を応援する府県）に提出すること。

(様式4-1)

応援要請（計画）内訳書1（職員の派遣）

令和 年 月 日作成

	団体名	担当部署名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-mail
被応援府県	和歌山県教育庁	生涯学習局 文化遺産課		073-441-3738 073-441-3731	073-441-3732	e5007001@pref.wakayama.lg.jp
応援計画内訳書作成団体	大阪府	文化財保護課				

応援要請内訳（被応援府県記入欄）								応援計画内訳（応援計画内訳書作成団体記入欄）					
応援要請内 訳書1 作成月日時	職種	活動内容	人員	期間	場所 ※1	交通手段 ※2	連絡先 担当部署名 担当者名 番号/FAX番号 E-mail	応援府県名	人員	期間	場所	交通手段	連絡先 担当部署名 担当者名 番号/FAX番号 E-mail
●月●日 ●時	建造物 専門職員	被災状況 概要調査	2人	●月●日 ～ ●月●日	田辺市教育委 員会	陸路可							
	美術工芸品 専門職員	文化財レス キュー	3人	●月●日 ～ ●月●日	新宮市教育委 員会	陸路不可							

※1 可能な限り場所のわかる地図等を添付すること。

※2 交通手段欄に陸路の可・不可を記入すること。また、陸路が不可の場合は、空路（最寄りヘリポート等）又は水路（最寄り港湾等）を記入すること。

※3 可能な限り内容を明記すること。

※4 随時更新し提出すること。（充足した職種は削除し不足している職種のみ記載すること。）

※5 この様式は必要におうじて適宜修正できるものとする。

(様式4-2)

応援要請（計画）内訳書2（物資・資機材の提供）

令和 年 月 日作成

	団体名	担当部署名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-mail
被応援府県	和歌山県教育庁	生涯学習局 文化遺産課		073-441-3738 073-441-3731	073-441-3732	e5007001@pref.wakayama.lg.jp
応援計画内訳書作成団体	大阪府	文化財保護課				

応援要請内訳（被応援府県記入欄）								応援計画内訳（応援計画内訳書作成団体記入欄）									
応援要請内 訳書1 作成月日時	必要時期	品目	規格・用途	数量		場所 ※1	輸送手段 ※2	連絡先 担当部署名 担当者名 番号/FAX番号 E-mail	応援府県名	発送時期	品目	規格	数量		場所	輸送手段	連絡先 担当部署名 担当者名 番号/FAX番号 E-mail
					単位									単位			
●月●日 ●時																	

※1 可能な限り場所のわかる地図等を添付すること。

※2 交通手段欄に陸路の可・不可を記入すること。また、陸路が不可の場合は、空路（最寄りヘリポート等）又は水路（最寄り港湾等）を記入すること。

※3 可能な限り内容を明記すること。

※4 随時更新し提出すること。（充足した職種は削除し不足している職種のみ記載すること。）

※5 この様式は必要におうじて適宜修正できるものとする。

(様式4-3)

応援要請（計画）内訳書1（職員の派遣）

令和 年 月 日作成

	団体名	担当部署名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-mail
被応援府県	和歌山県教育庁	生涯学習局 文化遺産課		073-441-3738 073-441-3731	073-441-3732	e5007001@pref.wakayama.lg.jp
応援計画内訳書作成団体	大阪府	文化財保護課				

応援要請内訳（被応援府県記入欄）						応援計画内訳（応援計画内訳書作成団体記入欄）					
応援要請内 訳書1 作成月日時	内容	要請元等	期間	備考	連絡先 担当部署名 担当者名 番号/FAX番号 E-mail	応援府県名	内容	受け入れ先等	期間	備考	連絡先 担当部署名 担当者名 番号/FAX番号 E-mail
●月●日 ●時			●月●日 ～ ●月●日						●月●日 ～ ●月●日		

※1 可能な限り内容を明記すること。

※2 随時更新し提出すること。（既済の案件は削除し、未済の案件のみ記載すること。）

※3 この様式は必要におうじて適宜修正できるものとする。